



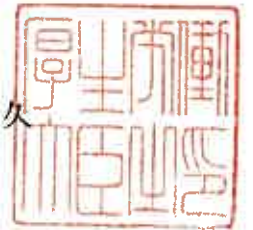
厚生労働省発基安1118第1号

令和2年11月18日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



別紙「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案要綱」及び「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 名称等の表示又は通知の対象となる物の追加

譲渡又は提供時にその名称等を表示し、又は通知しなければならぬ物として、ベンジルアルコールを追加すること。

第二 施行期日等

一 施行期日

この政令は、令和三年一月一日から施行すること。

二 経過措置

この政令の施行に関し必要な経過措置を定めること。

労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱

第一 名称等の表示又は通知の対象となる物の追加

譲渡又は提供時にその名称等を表示し、又は通知しなければならない物のうち、労働安全衛生法施行令別表第九に掲げる物を含む製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるものとして、ベンジルアルコールを含む製剤その他の物であつてベンジルアルコールの含有量はその重量のパーセント以上であるものを定めること。

第二 施行期日

この省令は、令和三年一月一日から施行すること。